

(平成31年4月以降申請用)

所持免許状を基礎にして、
在職年数と修得単位で特別支援
学校教諭免許状を取得する場合
又は新たな教育領域の追加を受
ける場合

<目次>

I 共通事項

1	特別支援学校教諭免許状の概要	1
2	単位の修得	3
3	在職年数の考え方	4

II 特別支援学校教諭免許状を取得又は領域追加を受ける場合の流れ

III 新たに特別支援学校教諭免許状を取得する場合（必要単位数と在職年数）

IV 領域追加を受ける場合（必要単位数と在職年数）

第8章 所持免許状を基礎にして、在職年数と修得単位で特別支援学校教諭免許状を取得する場合又は新たな教育領域の追加の定めをする場合

I 概要

この御案内は、次表の区分についてのもので、免許状の取得等は教育職員検定によります。教育職員検定の場合、免許状取得の必要単位の詳細は、都道府県によって異なります。この御案内は、神奈川県教育委員会における内容です。

なお、神奈川県教育委員会に申請ができるのは、次の方となります。

区分（根拠法令）	神奈川県教育委員会に申請ができる方
在職年数と修得単位で特別支援学校教諭免許状を取得（法第6条、法別表第7を根拠に、教育職員検定による）。	神奈川県内にお住まいの方又は神奈川県内の学校に教員として勤務する方
在職年数と修得単位で特別支援学校教諭免許状に新たな教育領域の追加の定めをする（以下「 <u>領域追加を受ける</u> 」という。）（法第5条の2、規則第7条第5項を根拠に、教育職員検定による）	神奈川県教育委員会が発行した特別支援学校教諭免許状（専修・一種・二種）を所持する方（※）

※ 他の都道府県教育委員会が発行した特別支援学校教諭免許状（盲、聾、養護学校教諭免許状を含む。）（専修・一種・二種）に領域追加をする場合は、当該都道府県教育委員会に申請してください。

（注）この資料では法令を略称で表示します。

略称	法令名	備考
法	教育職員免許法	
規則	教育職員免許法施行規則	文部省令
細則	教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則	神奈川県教育委員会規則

1 特別支援学校教諭免許状について

(1) 特別支援教育領域

特別支援学校教諭免許状には5つの特別支援教育領域（以下「教育領域」という。）を定めることができます。教育領域は、中学校又は高等学校教諭免許状における教科制とは異なり、複数の障害種に対応できるよう1つの免許状に1つ又は複数の教育領域が定められます。

教育領域	この資料での略称	
視覚障害者に関する教育領域	視覚領域	5領域
聴覚障害者に関する教育領域	聴覚領域	
知的障害者に関する教育領域	知的領域	
肢体不自由者に関する教育領域	肢体領域	
病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育領域	病弱領域	

(2) 領域追加

特別支援学校教諭免許状を取得した後に、新たな教育領域の単位を修得し、所要資格を得た場合には、当該免許状の授与権者に申請することにより、既に所持する特別支援学校教諭免許状に領域追加を受けることができます。

(3) 平成 19 年 3 月 31 日以前に授与を受けた盲・聾・養護学校教諭免許状について

盲・聾・養護学校教諭免許状は、次の教育領域を定めた特別支援学校教諭免許状の授与を受けたものとみなされます。

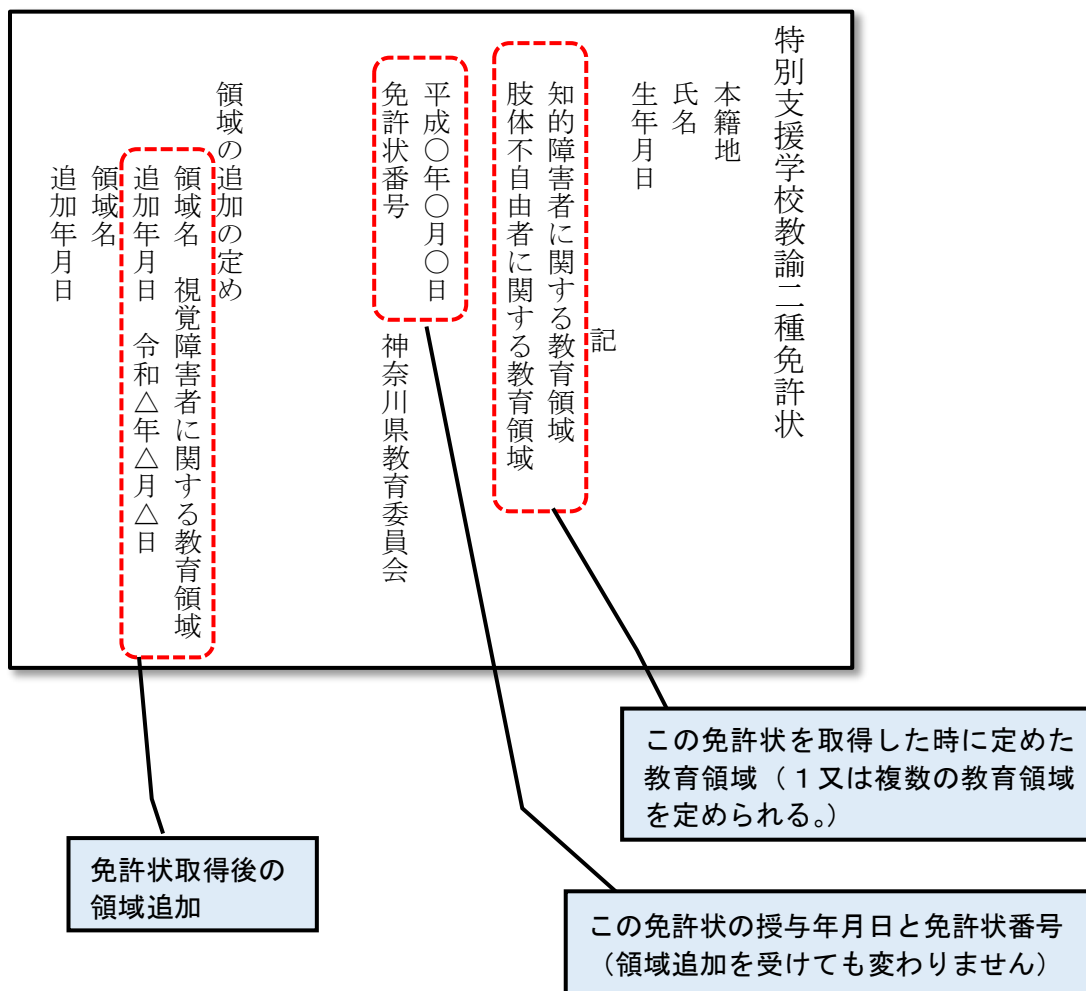
授与を受けた免許状	授与を受けたとみなされる特別支援学校教諭免許状の教育領域
盲学校教諭免許状	視覚領域
聾学校教諭免許状	聴覚領域
養護学校教諭免許状	知的領域、肢体領域及び病弱領域

(例) 盲学校教諭一種免許状 → 特別支援学校教諭一種免許状 (視覚領域)

養護学校教諭二種免許状 → 特別支援学校教諭二種免許状 (知的領域・肢体領域・病弱領域)

(例) 特別支援学校教諭二種免許状のイメージ

(免許状取得時には知的領域と肢体領域を定め、その後、視覚領域の追加を受けた場合)



～ 領域追加 よくある御質問 ～

Q 特別支援学校教諭免許状に領域追加を受けるにはどのような手続が必要ですか？

A 所定の要件を満たした上で、既に所持する特別支援学校教諭免許状（盲、聾、養護学校教諭免許状を含む。）を発行した都道府県教育委員会に対して領域追加の申請を行います。

〔（例）特別支援学校教諭二種免許状〔視覚領域〕を東京都教育委員会から授与され、当該免許状に知的領域を追加する場合は、東京都教育委員会に申請します。〕

申請の際は、既に所持する特別支援学校教諭免許状を授与権者に送付し、手続完了後に、領域追加を受けた免許状（元の免許状と同一の免許状番号で新たな用紙に印刷したもの）が交付されます。

Q 旧制度で盲学校教諭二種免許状を取得しました。知的領域の単位を修得し、所定の在職年数を満たす場合、盲学校教諭二種免許状のほかに、特別支援学校教諭二種免許状〔知的領域〕を取得できるのでしょうか？

A 旧制度で盲学校、聾学校又は養護学校教諭二種（一種・専修）免許状を取得している方は、新たに特別支援学校教諭免許状二種（一種・専修）免許状を取得することはできず、特別支援学校教諭二種（一種・専修）免許状に領域追加を受けることになります。

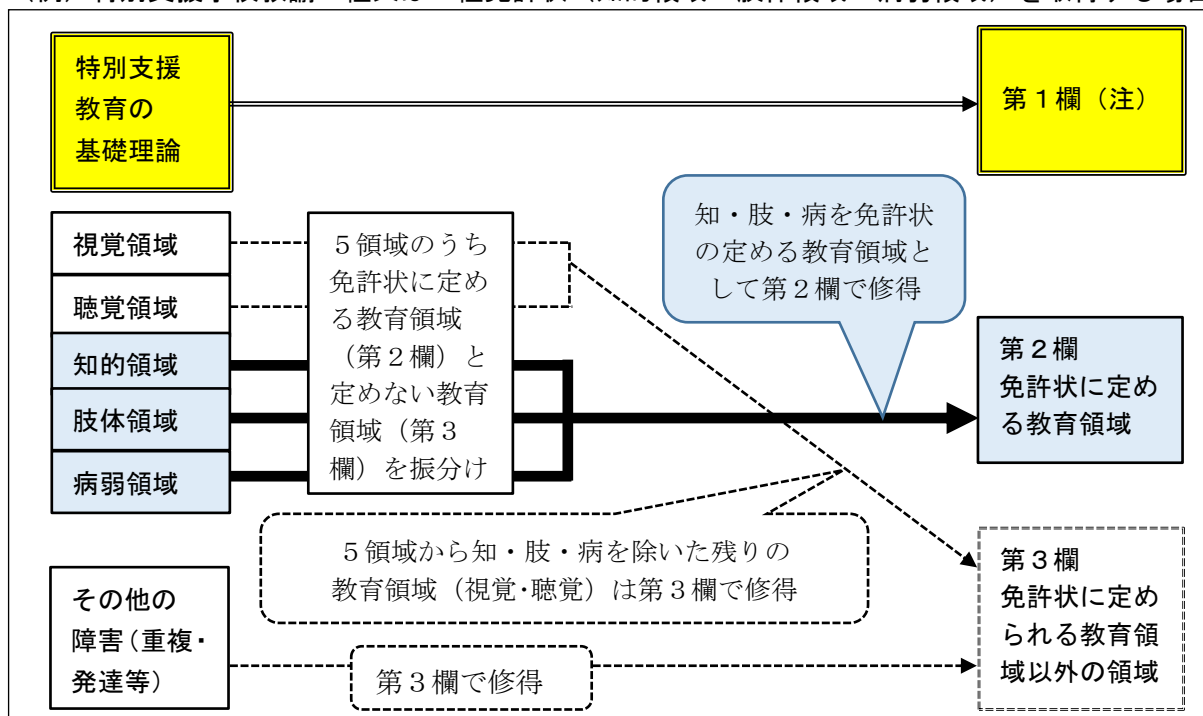
この場合、既に所持する盲学校教諭二種免許状を授与権者に送付し、手続完了後に、領域追加を受けた特別支援学校教諭二種免許状〔視覚領域・知的領域〕（所持していた盲学校教諭二種免許状と同一の免許状番号で新たな用紙に印刷したもの）が交付されます。

2 単位の修得

(1) 総合性と専門性

単位の修得に当たっては、複数の障害種別に対応できる幅広い知識（総合性）と特定の障害に係る専門的な知識理解（専門性）の双方を担保するため、「取得しようとする免許状に定められる教育領域」のほか、「免許状に定められることとなる教育領域以外の全ての教育領域」についても単位を修得することとされています。

(例) 特別支援学校教諭一種又は二種免許状（知的領域・肢体領域・病弱領域）を取得する場合



(注) 二種免許状で必要となります(一種免許状では不要)。

第1欄、第2欄、第3欄は、P. 8を参照

(2) 単位が修得できる大学等

在職年数と修得単位で特別支援学校教諭免許状を取得する場合又は領域追加を受ける場合の必要単位は、認定課程を有する大学等のほか、認定課程を有しない大学や認定講習等で修得できます。修得単位は、「学力に関する証明書」の発行により証明されることが必要です(取得しようとする免許状に対応した単位として修得したものが有効)。

※ 専修免許状取得の際には、神奈川県教育委員会で実施する認定講習の単位では対応していませんので、当該免許状の認定課程を有する大学院での単位の修得が必要です。

3 在職年数の考え方

在職年数の考え方	具体例
休職、育児休業の期間は、在職年数に含めることができません。	
臨時的任用職員の期間は、「月数と日数」となります。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 任用期間が平成29年4月1日～平成30年3月25日の場合の在職年数は11月と25日です。 ✓ 月の途中から任用された場合の在職年数は、在職年数の計算方法(次ページ)によります。
非常勤講師の期間は、勤務条件により期間の換算を行った「換算後の月数と日数」となります。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 在職年数の計算方法(次ページ)により算出されたものとします。

(参考) 在職年数の計算方法

ア 月数の計算

任期 (始)	任期 (終) の月に応当日 (同じ日付) があるか	在職期間が2か月となる場合	
		任期 (終)	例
月の初日	—	翌月の末日	✓ 1月1日～2月28日 (※1) ✓ 9月1日～10月31日
月の初日以外	ある	翌々月の <u>応当日の前日</u>	✓ 1月15日～3月14日 ✓ 3月31日～5月30日 ✓ 7月30日～9月29日
	ない	翌々月の <u>末日</u>	✓ 7月31日～9月30日

※1 うるう年の場合は「2月29日」

イ 在職年数への換算率 (※2 非常勤講師の担当日時数に、日/週と時間/週の両方の記載がある場合は、換算率の高い方を適用)

職			換算率	
正規教員、臨時的任用職員、常勤講師			1 / 1	
非常勤講師	担当日時数	6日/週 又は 15時間/週以上	※2	
		5日/週 又は 12～14時間/週		5 / 6
		4日/週 又は 9～11時間/週		2 / 3
		3日/週 又は 6～8時間/週		1 / 2
		2日/週 又は 3～5時間/週		1 / 3
		1日/週 又は 2時間/週以下		1 / 6

ウ 非常勤講師の「換算後の月数と日数」の算出

- ✓ 換算率 1 / 1 の期間は、任用期間の「月数と日数」となります。
- ✓ 換算率 5 / 6 以下の期間は、「ア 月数の計算」により算出された月数 (1月未満切捨) に「イ 在職年数への換算率」を掛けた「換算後の月数」 (1月未満切捨) となります。

(例1) A校 : H23. 4. 1～H23. 11. 20 (5日/週) の場合 (任用期間は7月と20日)
 ⇒ $7月 \times 5 / 6 = 5.83$ ⇒ 5月

(例2) B校 : H23. 4. 5～H24. 3. 20 (週6時間)、C校 : H23. 10. 1～H24. 3. 20 (週9時間) の場合、重複期間の時間数を合算して (期間1) と (期間2) にします。

(期間1) H23. 4. 5～H24. 9. 30 (週6時間) (任用期間は5月と26日)
 ⇒ $5月 \times 1 / 2 = 2.5$ ⇒ 2月

(期間2) H23. 10. 1～H24. 3. 20 (週15時間) (任用期間は5月と20日)
 ⇒ 換算率 1 / 1 なので、5月と20日

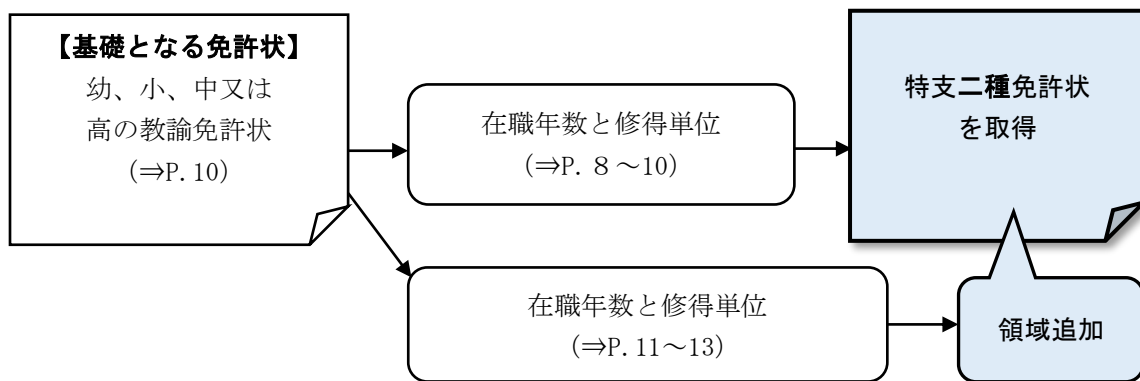
II 特別支援学校教諭免許状を取得又は領域追加を受ける場合の流れ

1 在職年数と修得単位で特別支援学校教諭免許状を取得又は領域追加を受ける場合 (⇒ 本資料で御案内している内容)

(1) 特支二種免許状の取得と領域追加

基礎となる免許状取得後に、在職年数（3年以上）と所定の単位を修得した場合に、特支二種免許状を取得することができます。

特支二種免許状を取得した後に、新たな教育領域の単位を修得し、所要資格を得た場合には、当該免許状の授与権者に申請することにより、領域追加を受けることができます。

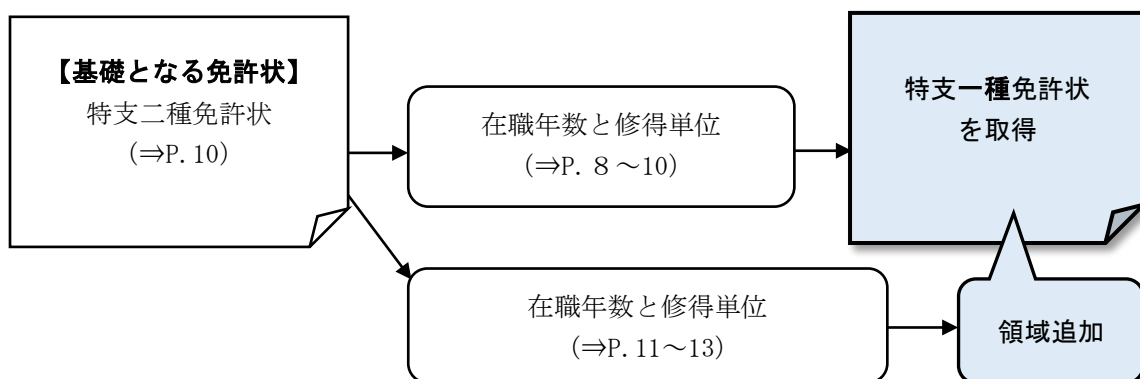


(2) 特支一種免許状の取得と領域追加

基礎となる免許状（特支二種免許状）に教育領域を定めてから、当該教育領域の在職年数（3年以上。複数の教育領域を定めている場合は合算可能）と所定の単位を修得した場合に、当該教育領域の特支一種免許状を取得することができます。

※ 特支二種免許状に定めていない教育領域の特支一種免許状は、取得できません。

特支一種免許状を取得した後に、新たな教育領域の単位を修得し、所要資格を得た場合には、当該免許状の授与権者に申請することにより、領域追加を受けることができます。



(例) 平成 21 年 4 月 30 日に特支二種免許状 (知的領域) を取得し、平成 23 年 4 月 30 日に特支二種免許状に肢体領域と病弱領域の追加を受けた場合に、在職年数と修得単位で特支一種免許状 (知的領域・肢体領域・病弱領域) を取得する場合。

⇒ 所定の要件を満たした場合に特支一種免許状 (知的領域) が取得可能となるのは、平成 24 年 4 月 30 日です。ただし、肢体領域と病弱領域は、領域追加後 3 年の在職に満たないため、当該領域の特支一種免許状は取得できません。

特支一種免許状 (知的領域・肢体領域・病弱領域) が取得可能となるのは、平成 26 年 4 月 30 日となります。

	H21. 4. 30	H23. 4. 30	H24. 4. 30	H26. 4. 30
特支二種免許状 (知的領域) を取得				
		肢体領域と病弱領域の追加を受けた		

特支一種免許状 (知的領域) が取得可能

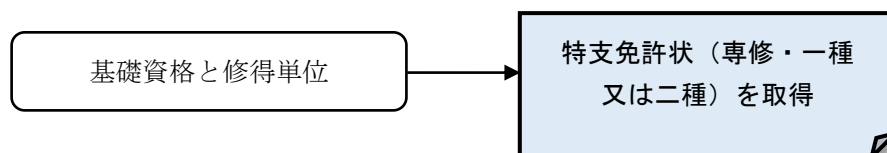
特支一種免許状 (知的領域・肢体領域・病弱領域) が取得可能

(3) 特別支援学校教諭専修免許状の取得と領域追加

(2)に準じます (【基礎となる免許状】が「特支一種免許状」となり、特支専修免許状を取得する、と読み替えてください)。

2 基礎資格と修得単位で特別支援学校教諭免許状を取得する場合 (法第 5 条、法別表第 1 を根拠とし、在職年数は不要) ※ 本資料では、ここで概要のみを紹介

- ✓ 免許状の取得には基礎資格 (幼、小、中又は高の教諭免許状 (専修、一種又は二種) を有し、かつ、専修は修士の学位等、一種は学士の学位等を有すること) が必要。
- ✓ 修得単位は 1 の場合より多く、また、認定課程を有する大学等でのみ修得可能です。



(参考) 特支免許状 (専修・一種) の取得後に、当該免許状に定めていない領域の特支二種免許状の取得が可能です。

(例)

特支一種免許状 (知的領域・肢体領域・病弱領域) を所持している場合

特支二種免許状 (視覚領域・聴覚領域) は取得できます

特支二種免許状 (知的領域・肢体領域・病弱領域) は取得できません

Ⅲ 新たに特別支援学校教諭免許状を取得する場合（必要単位数と在職年数）

1 必要単位の修得

(1) 単位の修得時期

基礎となる免許状を取得した後に修得した単位が有効です。（基礎となる免許状の取得以前に修得した単位は使用できません。）

(2) 必要単位数等

【根拠規定：法別表第7、規則第7条第2項、規則第18条、細則別表第1の5】

特別支援教育に関する科目	左の科目に含めるべき科目			二種	一種	専修
【第1欄】特別支援教育の基礎理論に関する科目（※1）				1		15
【第2欄】特別支援教育領域に関する科目（※2）（※4）	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等」という。）	視覚領域 聴覚領域 知的領域 肢体領域 病弱領域	免許状に定める教育領域（取得しようとする教育領域）	2	2	
【第3欄】免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目（※3）（※4）			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等」という。）	その他の障害教育領域	重複・発達（※5）	
第1欄、第2欄又は第3欄からの選択（以下「選択科目」という。）（※6）				1	2	
免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目						
合計				6	6	15

※1 第1欄の科目は、特別支援学校の教育に係る、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」並びに「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項」を含むこと。

※2 第2欄の科目は、授与を受けようとする免許状に定める教育領域について「中心となる領域」として修得したものに限り、視覚領域又は聴覚領域は各2単位以上、知的領域、肢体領域又は病弱領域は各1単位以上の修得が必要です。要件を満たさないと第2欄としてカウントできません。

教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むものとします。（規則第7条第1項の表備考3）

知的障害者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含むものとします。（規則第7条第1項の表備考4）

※3 第3欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとします。（規則第7条第1項の表備考5）

第3欄の単位は、「含む領域」として修得したものでも構いません。

※4 第2欄、第3欄とも、「心理等」と「教育課程等」の両方を含むこと。

※5 「重複・LD」として修得した単位でも可。

※6 選択科目は合計単位数を6単位にするためのものです。第1欄、第2欄又は第3欄として、上の表に定められた単位数以上を修得し、合計6単位以上となる場合は、選択科目の必要単位数はゼロとなります。

(参考) 「取得しようとする教育領域」別の修得単位数(例)

● 特支二種免許状の場合

取得しようとする教育領域 特別支援 教育に関する科目		5領域	知的領域	知的領域	知的領域	視覚領域	視覚領域	
			肢体領域	肢体領域			聴覚領域	
			病弱領域					
第1欄		1	1	1	1	1	1	
第2欄	知的領域	1	1	1	2			
	肢体領域	1	1	1				
	病弱領域	1	1					
	視覚領域	2				2	2	
	聴覚領域	2					2	
第3欄		「重複・ 発達」を 2単位	「免許状に定めない領域」と「重複・発達」 を含んで2単位					
選択科目		0	0	1	1	1	0	
合計		10	6	6	6	6	7	

● 特支一種免許状の場合

取得しようとする教育領域 特別支援 教育に関する科目		5領域	知的領域	知的領域	知的領域	視覚領域	視覚領域	
			肢体領域	肢体領域			聴覚領域	
			病弱領域					
第2欄 (注)	知的領域	1	1	1	2			
	肢体領域	1	1	1				
	病弱領域	1	1					
	視覚領域	2				2	2	
	聴覚領域	2					2	
第3欄		「重複・ 発達」を 2単位	「免許状に定めない領域」と「重複・発達」 を含んで2単位					
選択科目		0	1	2	2	2	0	
合計		9	6	6	6	6	6	

(注) 特別支援学校教諭一種免許状に定める領域の単位(第2欄の単位)としてカウントできるのは、特別支援学校教諭二種免許状に定められた領域(その一部を含む。)であって、当該領域を定めた後に修得したものです(⇒次表)。

※ 特支一種免許状を取得する場合の第2欄の単位と在職年数の例

①の教育領域 ≥ ②の教育領域		②の教育領域 ≥ ④の在職年数となる教育領域（②で複数の教育領域を定めようとする場合は、そのうちの1の教育領域の在職年数でも、複数の教育領域の在職年数の合算でも可）。	
②の教育領域について③で必要単位を修得（第2欄の合計が2単位以上必要）			
↓	↓	↓	↓
①特支二種免許状に定められた教育領域	②特支一種免許状に定める教育領域（取得しようとする教育領域）	③特支一種免許状の第2欄の単位として修得が必要なもの	④特支二種免許状（定められた教育領域）を取得した後の特別支援学校の在職年数
知的領域	知的領域	知的領域を2単位	知的領域で3年以上
知的領域・ 肢体領域	知的領域	知的領域を2単位	知的領域で3年以上
	肢体領域	肢体領域を2単位	肢体領域で3年以上
	知的領域・ 肢体領域	知的領域を1単位 肢体領域を1単位	知的領域又は肢体領域（そのうちの1の教育領域の在職年数でも、両方の教育領域の在職年数合算でも可）で3年以上

2 基礎となる免許状と在職年数

基礎となる免許状取得後に、3年以上の在職年数が必要

取得しようとする免許状		基礎となる免許状	在職年数（※1）
特別支援学校教諭免許状	専修	特別支援学校教諭一種免許状	基礎となる免許状を取得した後、特別支援学校（※2）の教員（取得しようとする免許状に定められることとなる教育領域を担当する教員に限る。）として良好な成績で勤務した在職年数が3年以上あることが必要です。（⇒このページの上の表も参照）
	一種	特別支援学校教諭二種免許状	
	二種	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭免許状（専修、一種又は二種）（※3）	基礎となる免許状を取得した後、特別支援学校（※2）の教員（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園を含む。）として良好な成績で勤務した在職年数が3年以上あることが必要です。

※1 教員には養護教諭又は栄養教諭を含みません。

※2 旧盲学校は視覚領域、旧聾学校は聴覚領域、旧養護学校は知的領域、肢体領域及び病弱領域の特別支援学校に対応します。

※3 複数校種の免許状を有する場合に、当該複数校種の免許状を基礎となる免許状として、複数校種での在職年数を合算することができます。

（例）中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状を取得後に、中学校で1年、高等学校で2年の在職年数がある場合は、基礎となる免許状取得後に3年の在職年数となります。

IV 領域追加を受ける場合（必要単位数と在職年数）

1 必要単位の修得

(1) 単位の修得時期

領域追加を受ける免許状の根拠規定	領域追加の単位の修得時期
法別表第7（基礎となる免許状（幼・小・中・高）取得後の在職年数と単位修得による）	領域追加を受ける免許状の「基礎となる免許状」（幼・小・中・高）の取得後に修得したものに限りませぬ。
法別表第1（特別支援学校教諭免許状の認定課程を有する大学等での基礎資格と単位修得による）	単位の修得時期を問いません。

(2) 必要単位数等

【根拠規定：規則第7条第5項】

特別支援教育に関する科目	左の科目に含めるべき科目			二種	一種	専修
【第2欄】特別支援教育領域に関する科目（※1）（※3）	心理等	視覚領域 聴覚領域 知的領域	免許状に定める教育領域（取得しようとする教育領域）	（※5） （※6）		一種と同じ
【第3欄】免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目（※2）（※3）		教育課程等	肢體領域 病弱領域			
		その他の障害教育領域	重複・発達（※4）			

- ※1 第2欄の科目は、授与を受けようとする免許状に定める教育領域について「中心となる領域」として修得したものに限りませぬ。要件を満たさないと第2欄としてカウントできません。
- ※2 第3欄の単位は、「含む領域」として修得したものでも構いません。
- ※3 第2欄、第3欄とも、「心理等」と「教育課程等」の両方を含むこと。
- ※4 「重複・LD」として修得した単位でも可。
- ※5 第2欄の科目は、次の単位数を修得すること（※6も参照）。

・視覚領域又は聴覚領域を追加する場合

		「心理等」1単位と「教育課程等」1単位を含んで合計4単位を修得（以下同様）			
		二種		一種	
第2欄	心理等	1	2	1	4
	教育課程等	1		1	

・知的領域、肢體領域又は病弱領域を追加する場合

		二種		一種	
第2欄	心理等	含	1	含	2
	教育課程等	含		1	

「教育課程等」1単位を含んで合計2単位を修得
 (例1) 「教育課程等」と「心理等・教育課程等」を併せもつものを各1単位修得
 (例2) 「教育課程等」と「心理等」を各1単位修得
 ※ 「心理等・教育課程等」を併せもつものを2単位修得しても要件を満たしません。

※6 一種免許状に領域追加を受けようとする者が、当該領域を定めた二種免許状を所持している場合（所要資格を得ている場合又は特支二種免許状に当該領域追加が受けられる場合を含む。）は、二種免許状に必要な単位数は、既に修得したものとみなします（規則第10条の2第4項）。

また、一種免許状に領域追加を受けようとする者が、当該領域を定めた二種免許状を取得するため又は当該領域追加を受けるために修得した科目の単位数は、一種免許状に領域追加を受けるための単位数に含めることができます（二種免許状に当該領域追加を受けるための必要単位数が上限となります）（規則第10条の2第5項）。

※7 領域追加により、領域追加を受ける免許状の第3欄の必要単位数（次表）に不足が生じる場合は、第3欄の科目を新たに修得する必要があります。

なお、領域追加を受ける免許状が盲、聾又は養護学校教諭免許状の場合は、第3欄の必要単位数の不足は生じません。

領域追加を受ける 免許状	区分	二種		一種	
	根拠規定	法別表第1	法別表第7	法別表第1	法別表第7
第3欄の必要単位数		3	2	5	2



第3欄の必要単位数について

（例）特支二種免許状（聴覚領域・知的領域・肢体領域・病弱領域）を法別表第7で取得し、その免許状に視覚領域の追加を受ける場合（第3欄の必要単位数は2単位）

- ① 特支二種免許状（聴覚領域・知的領域・肢体領域・病弱領域）を取得した際に修得した第3欄の単位数（当該免許状を取得した際の「学力に関する証明書」の再発行を受けて確認してください）

		例1	例2
第3欄	視覚領域	1	
	重複・発達（5領域を含む）	1	2



視覚領域の追加を受けると、視覚領域の単位数を第3欄でカウントできなくなります。

「重複・発達」を2単位修得済の場合は、第3欄の単位数は不足しません。

- ② 領域の追加を受ける際に新たに修得が必要な第3欄の単位数

		例1	例2
第3欄	重複・発達	1	なし

2 在職年数

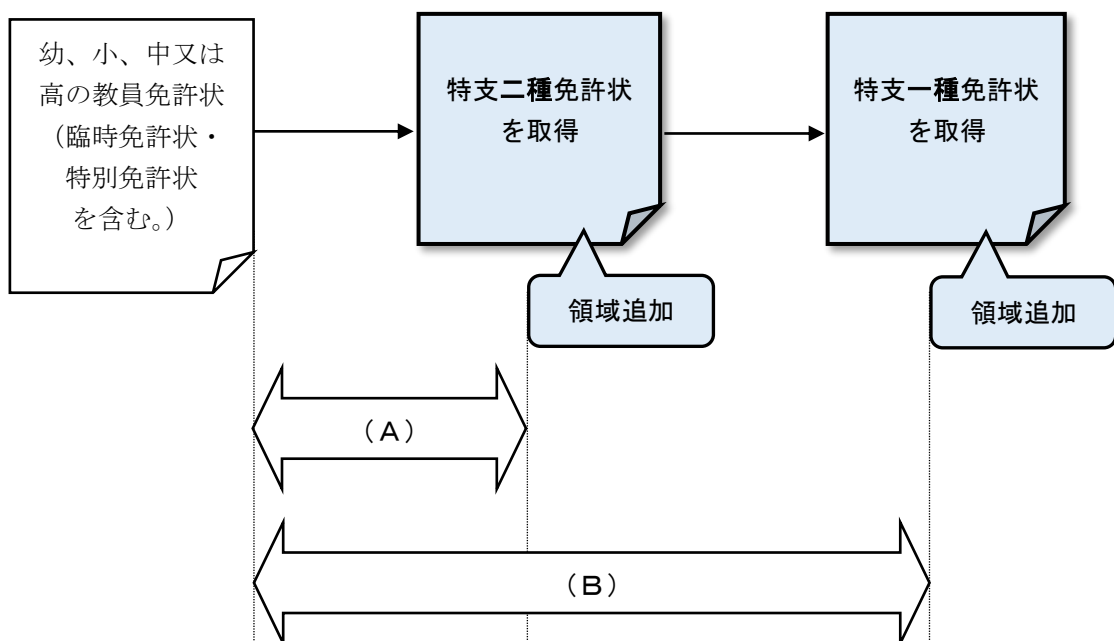
領域追加を受ける免許状	在職年数（領域追加を受ける免許状の取得前も可（例））
専修免許状	特別支援学校の教員（現在持っている免許状に定められている教育領域又は追加しようとする新教育領域を担当する教員に限る。）として良好な成績で勤務した在職年数が1年以上あること（※）。
一種免許状	
二種免許状	特別支援学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園を含む。）の教員として良好な成績で勤務した在職年数が1年以上あること（※）。

※ 旧盲学校は視覚領域、旧聾学校は聴覚領域、旧養護学校は知的領域、肢体領域及び病弱領域の特別支援学校に対応します。また、教員には養護教諭又は栄養教諭を含みません。

（例）領域追加を受ける場合の在職年数

（A）：特支二種免許状への領域追加の場合、この期間の在職年数が使えます。

（B）：特支一種免許状への領域追加の場合、この期間の在職年数が使えます。



(参考) 神奈川県教育委員会 (教育職員) 認定講習で取得した単位

(旧基準以前) の読み替えについて

- ✓ 平成 18 年度までに修得した単位は有効です。次の「読替え表」を参照してください。
- ✓ 次表中の「心理等」は「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」を、「教育課程等」は「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」をいいます。

旧々基準 (昭和 40 年度～ 平成元年度)	旧基準 (平成 2 年度～ 平成 18 年度)		新基準 (平成 19 年度～現在)	
特殊教育に関する科目	欄	特別支援教育に関する科目	欄	特別支援教育に関する科目
\	1 欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	1 欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目
	2 欄	心理等	2 欄	特別支援教育領域に関する科目
	3 欄	教育課程等		心理等 教育課程等
\	\		3 欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目
				心理等 教育課程等
特殊教育に関する専門科目	\		選択科目 (1 欄、2 欄、3 欄からの選択)	

(注) 旧基準で修得した単位を読み替えて新基準の 2 欄の単位とする場合は、特別支援学校教諭免許状の対応する領域用の単位となります (⇒P. 10～11 も御覧ください)。

旧々基準と旧基準で修得した単位	新基準の第 2 欄の単位とする場合の特別支援学校教諭免許状の領域
盲学校教諭免許状	視覚領域
聾学校教諭免許状	聴覚領域
養護学校教諭免許状	知的領域・肢体領域・病弱領域

(例1) 旧基準の養護学校教諭免許状用の単位を次のように修得している場合

1欄の単位は、特別支援学校教諭免許状(5領域)の単位として使うことが可能

旧基準		新基準	
1欄	1単位	1欄	1単位
2欄	1単位	2欄	心理等 1単位(知的領域・肢体領域・病弱領域のうちの1領域)
3欄	1単位		教育課程等 1単位(知的領域・肢体領域・病弱領域のうちの1領域)

(例2) 旧基準の養護学校教諭免許状用の単位を次のように修得している場合

旧基準		新基準	
1欄	0単位	1欄	0単位
2欄	2単位	2欄	心理等 2単位(知的領域・肢体領域・病弱領域のうちの2領域)
3欄	1単位		教育課程等 1単位(知的領域・肢体領域・病弱領域のうちの1領域)

認定講習の科目は1科目1単位のため、2単位を2領域とすることが可能。
 なお、大学等の科目(1科目2単位のもの)で2単位修得した場合は、1科目は1領域となるため、2単位であっても1領域となる。

(例3) 旧基準の聾学校教諭免許状用の単位を3単位修得している場合

1欄の単位は、特別支援学校教諭免許状(5領域)の単位として使うことが可能

旧基準		新基準	
1欄	3単位	1欄	1単位
		2欄	聴覚領域
2欄	1単位		心理等 1単位
3欄	1単位		教育課程等 1単位